

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	1-4-6
許認可等の種類	古式銃砲及び刀剣類の登録			
根拠法令条例等・条項	銃砲刀剣類所持等取締法第14条第1項			
許認可等の概要	美術品若しくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類を所持する場合の登録			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 「銃砲刀剣類登録規則」 (昭和33年3月10日文化財保護委員会規則)</p> <p>火縄式銃砲等の古式銃砲の鑑定は、日本製銃砲にあつてはおおむね慶応三年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあつてはおおむね同年以前に我が国に伝来したものであつて、次の各号のいずれかに該当するものであるか否かについて行うものとする。</p> <p>一 火縄式、火打ち石式、管打ち式、紙薬包式又はピン打ち式(かに目式)の銃砲で、形状、象嵌、彫り物等に美しさが認められるもの又は資料として価値のあるもの</p> <p>二 前号に掲げるものに準ずる銃砲で骨とう品として価値のあるもの(明治十九年以降実用に供せられている実包を使用できるものを除く。)</p> <p>2 刀剣類の鑑定は、日本刀であつて、次の各号の一に該当するものであるか否かについて行なうものとする。</p> <p>一 姿、鍛え、刃文、彫り物等に美しさが認められ、又は各派の伝統的特色が明らかに示されているもの</p> <p>二 銘文が資料として価値のあるもの</p> <p>三 ゆい緒、伝来が史料価値のあるもの</p> <p>四 前各号に掲げるものに準ずる刀剣類で、その外装が工芸品として価値のあるもの</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (年6回開催する登録審査会における審査が必要なため)			
期間の制定根拠				